

4 ヘリポートの具備すべき条件

(1) 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積

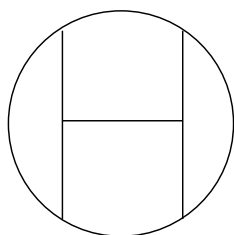
区分 項目	昼間使用	夜間使用
<p>小型 OH-6J</p>		
<p>中型 UH-1</p>		
<p>大型 CH-47</p>		

(2) 地表面

- ①舗装された場所がもっとも望ましい。
- ②グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵などが巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- ③草地の場合は、硬質草地であること。

(3) 着陸点

着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。

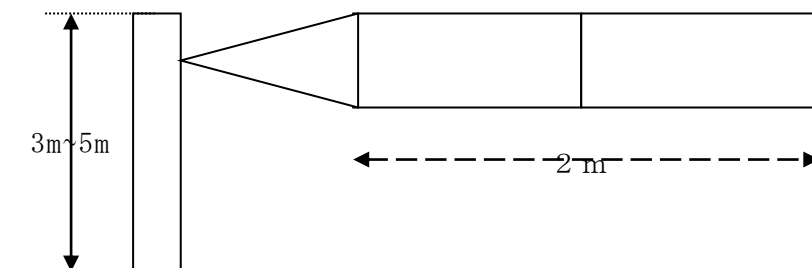


*線の太さは30cmとする。

(4) 吹き流し、旗

吹き流しあるいは旗は、着陸帯付近でなおかつ着地点中央からなるべくはなれた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に立てる。

- ①布製
- ②風速25m/sに耐えられる強度



(5) その他

- ①救急車等の車両の出入りの便がよい場所であること。
- ②電話等の通信手段の利用が可能であること。

5 町所有車両（町総務課調）

①一般車両

番号	管理課	車名	登録番号（福島）			燃料	初度登録	排気量	定員	無線
1	総務課	トヨタ ミライ	333	ち	923	水素	R2.02	5,600	4	
2	総務課	トヨタ アルファード	301	の	2558	ガソリン	R4.04	2,490	7	
3	総務課	ホンダ フィットHD	501	ま	4395	ガソリン	H23.02	1,330	5	
4	総務課	ニッサン セレナ	502	て	414	ガソリン	H29.12	1,990	8	
5	総務課	いすゞ コモワゴン	300	ぬ	8958	ガソリン	H16.06	2,380	10	
6	総務課	トヨタ ハイエース	400	と	9939	軽油	R3.02	2,750	3(6)	
7	総務課	ダイハツ アトレーワゴン	580	い	3027	ガソリン	H17.05	650	4	
8	総務課	ダイハツ ハイゼット	480	け	1831	ガソリン	H23.04	650	2	
9	総務課	スズキ ワゴンR	580	ふ	5429	ガソリン	H25.02	650	4	
10	総務課	日産 ピノ	580	ち	9197	ガソリン	H21.06	650	4	
11	総務課	トヨタ プリウス	300	む	2731	ガソリン	H20.07	1,490	5	
12	総務課	三菱 ミニキャブバン	480	さ	4990	ガソリン	H25.07	650	2(4)	
13	総務課	スズキ エブリィ	480	け	6387	ガソリン	H23.10	650	2(4)	○
14	総務課	スズキ エブリィ	480	つ	301	ガソリン	R2.09	650	2(4)	
15	総務課	ホンダ フィットシャトル	501	ゆ	3970	ガソリン	H25.03	1330	5	

番号	管理課	車名	登録番号（福島）			燃料	初度登録	排気量	定員	無線
16	総務課	トヨタ プロボックス	400	な	46	ガソリン	R3.02	1,490	2(5)	
17	総務課	スズキ アルト	580	も	9923	ガソリン	H27.02	650	4	
18	総務課	日産 ADバン	400	て	8820	ガソリン	H28.03	1,490	2(5)	
19	総務課	日産 e-NV200	301	つ	2820	電気	H28.01	70	7	
20	総務課	日産 クリッパー	480	せ	2716	ガソリン	H27.04	650	2(4)	
21	産業振興 課	スズキ ジムニー	580	の	3322	ガソリン	H24.02	650	4	
22	建設課	日産 エクストレイ ル	301	て	8584	ガソリン	H29.05	1,990	5	○
23	上下水道 課	スズキ エスクード	300	め	4995	ガソリン	H21.04	2,390	5	○
24	上下水道 課	日産 バネット	400	つ	78	ガソリン	H23.07	1,790	2	
25	産業振興 課	スバル サンバーバン	480	あ	886	ガソリン	H17.02	650	2(4)	
26	学校教育 課	トヨタ トヨエース	100	す	6241	軽油	H21.12	4,000	3	
27	学校教育 課	スバル サンバー	41	つ	4209	ガソリン	H16.09	650	2	
28	生涯学習 課	スバル レオーネバン	400	さ	8892	ガソリン	H12.09	1,760	2(5)	
29	生涯学習 課	スズキ エブリィ	480	せ	1118	ガソリン	H27.02	650	2(4)	
30	学校教育 課	スズキ エブリィ	480	こ	688	ガソリン	H24.03	650	2(4)	
31	住民防災 課	日産 ウイングロー ド	501	も	918	ガソリン	H24.09	1,490	5	○

番号	管理課	車名	登録番号（福島）			燃料	初度登録	排気量	定員	無線
32	学校教育課	トヨタ プリウス	300	ゆ	3312	ガソリン	H23.02	1,790	5	
33	建設課	日産 ADバン	400	て	6676	ガソリン	H27.04	1,590	2(5)	
34	企画調整課	トヨタ シエンタ	502	ぬ	4124	ガソリン	R3.12	1,490	7	
35	企画調整課	スズキ エブリイ	480	つ	5712	ガソリン	R3.08	650	2(4)	
36	ほけん課	トヨタ シエンタ	501	わ	3039	ガソリン	R2.05	1,490	4	

②特殊車両（消防ポンプ自動車等）

配備部	車種、種類	登録番号（福島）			燃料	取得年月	排気量	
1-1	日産 アトラス 4WD 積載車	800	す	2004	軽油	H17.10	2,700	H17.10
1-2	いすゞ エルフ 4WD ポンプ車	800	せ	862	軽油	H29.3	3,000	H29.3
1-2	スズキ エブリイ 4WD 軽積載車	800	あ	1004	ガソリン	H26.2	660	H26.2
1-3	トヨタ トヨエース 4WD 積載車	800	せ	191	軽油	H28.1	3,000	H28.1
2-1	いすゞ エルフ 4WD ポンプ車	800	す	1659	軽油	H17.7	4,800	H17.7
2-2	トヨタ トヨエース 4WD 積載車	800	す	8053	軽油	H25.3	3,000	H25.3
2-3	いすゞ エルフ 4WD ポンプ車	800	す	7020	軽油	H24.3	4,000	H24.3
3-1	日産 アトラス 4WD 積載車	800	さ	8595	軽油	H15.3	3,200	H15.3
3-2	いすゞ エルフ 4WD ポンプ車	800	せ	1422	軽油	H30.3	3,000	H30.3
3-3	トヨタ トヨエース 4WD 積載車	800	す	8993	軽油	H26.3	3,000	H26.3
4-1	いすゞ エルフ 4WD ポンプ車	800	さ	1403	軽油	H11.11	4,700	H11.11
4-2	日産 アトラス 4WD 積載車	800	さ	9599	軽油	H15.11	3,200	H15.11
5-1	いすゞ エルフ 4WD	88	す	6113	軽油	H7.12	4,000	H7.12

	ポンプ車							
5-2	日産 アトラス 4WD 積載車	800	す	1093	軽油	H17.2	3,200	H17.2
5-3	トヨタ トヨエース 4WD 積載車	800	す	9585	軽油	H26.12	3,000	H26.12

6 町内の運送業者

名 称	所 在 地	電話番号
白金運輸（株）国見営業所	山崎字手倉町3-4	585-5787
城南物産運輸（株）	石母田字上野72	585-4485
（有）ツカサ運輸	山崎字柴崎1-6	585-1981
（有）丸智コーポレーション	徳江字拾俵橋26-2	585-3384

第6 要員の確保

1 災害対策に関する町内各種団体等

名 称	国見町町内会長連絡協議会
所 在 地	国見町大字藤田字一丁田二1番7
電 話	024-585-2111
事 務 局	国見町住民防災課
会 員 数	64名

名 称	国見町生活環境推進員協議会
所 在 地	国見町大字藤田字一丁田二1番7
電 話	024-585-2111
事 務 局	国見町住民防災課
会 員 数	64名

名 称	国見町健康推進員協議会
所 在 地	国見町大字藤田字一丁田二1番7
電 話	024-585-2111
事 務 局	国見町ほけん課
会 員 数	72名

名 称	国見町民生児童委員協議会
所 在 地	国見町大字藤田字一丁田二1番7
電 話	024-585-2111
事 務 局	国見町福祉課
会 員 数	32名

名 称	国見町婦人会連絡協議会
所 在 地	国見町大字藤田字観月台15番地
電 話	024-585-2676
会 員 数	藤田66名、小坂22名、森江野48名 大木戸95名、大枝51名、合計282名 (令和3年3月現在)

名 称	国見町女性防火クラブ
所 在 地	国見町大字藤田字一丁田二1番7
電 話	024-585-2111

会 員 数	藤田66名、小坂22名、森江野48名 大木戸95名、大枝51名、合計282名 (令和3年3月現在)
-------	---

2 国見町赤十字奉仕団（平成30年4月現在）

①組 織

名 称	国見町赤十字奉仕団
所 在 地	国見町大字藤田字南44-1
電 話	024-585-3403
事 務 局	国見町社会福祉協議会
会 員 数	44名

②国見町赤十字奉仕団規程

（名 称）

第1条 本団は、国見町赤十字奉仕団と称する。

（事務所）

第2条 本団は、事務所を日赤福島県支部国見町分区に置く。

（奉仕活動）

第3条 本団は、日本赤十字奉仕団規則の趣旨にのっとり、次に掲げる奉仕活動に従事する。

- （1）災害時における応急救助、災害時の復旧、罹災者の更生援護等に関する労力、その他の奉仕。
- （2）疾病の予防、その他保健衛生等に関する各種事業への奉仕。
- （3）福祉施設および援護を要する者への奉仕。
- （4）社会公共のために必要な労力、その他の奉仕。
- （5）献血および献血運動に関する奉仕。
- （6）赤十字思想の普及並びに社資増強に関する奉仕。
- （7）青少年赤十字活動推進協会、その他赤十字の思想を達成するために必要な奉仕。

（組 織）

第4条 本団は、奉仕活動に深い理解を有する社員、篤志者および団体の会員（以下「団員」という。）をもって組織する。

（役 員）

第5条 本団に役員として委員長1名、副委員長2名、委員若干名、及び監事2名を置く。

本会に顧問をおくことができる。

（役員の仕事）

第6条 委員長は、本団を代表しその業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長事故ある時は、委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

3 委員は、本団の運営に参画し、その業務にあたる。

4 庶務及び会計は、委員長の命を受け、業務、企画、経理の職務にあたる。

5 監事は、会計及び団務状況を監査し総会に報告する。

(役員を選出)

第7条 本団の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の設置)

第9条 本団に委員会を置く。

2 委員会は、役員をもって組織する。

(委員会の任務)

第10条 委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 奉仕活動の基本的な計画を樹立すること。

(2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究をすること。

(3) 収支予算並びに決算について審議すること。

(4) 大会、講習会その他の催物を実施すること。

(5) その他、奉仕団の運営に関する重要な事項について審議すること。

(団員の相互強力)

第11条 本団の奉仕活動に際しては、役員及び少数の団員に過重な負担がかかることのないよう、すべての団員が協力する。

(団員の加入脱退)

第12条 本団に加入しようとするときは、委員長にその旨申し込むものとする。退団しようとするときも委員長に届出るものとする。

(奉仕団の標識の着用)

第13条 団員は、奉仕作業に従事するときは、日本赤十字社の定める奉仕団の標識をつける。

(団費)

第14条 団費は、原則として徴収しない。ただし、委員会において団費を徴収する必要を認めたときは、これを徴収することを妨げない。

(経費)

第15条 本団の経費は、地区又は分区の交付金、団費その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第16条 本団の事業及び会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本団の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年6月4日よりこれを施行する。

第7 防災会議、災害対策本部等

1 国見町防災会議

(1) 国見町防災会議条例（昭和37年12月22日条例第18号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、国見町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国見町地域防災計画及び、国見町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること

(2) 町長の諮問に応じて国見町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること

(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

(3) 福島県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防団長

(7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人以内、5人以内、1人、7人以内、3人以内及び3人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 国見町防災会議委員

会 長	国見町長	引 地 真
-----	------	-------

1号委員（指定地方行政機関の職員）

委 員	東北地方整備局福島河川国道事務所長	丸 山 和 基
委 員	東北農政局地方参事官（福島）	山 本 真 也

2号委員（福島県知事部局内の職員）

委 員	福島県県北地方振興局長	石 本 仁
委 員	福島県県北保健福祉事務所長	加 藤 清 司
委 員	福島県県北建設事務所保原土木事務所長	大 宮 博 隆
委 員	福島県県北農林事務所伊達農業普及所長	渡 邊 敏 弘

3号委員（福島県警察の警察官）

委 員	福島北警察署長	大 河 内 秀 崇
-----	---------	-----------

4号委員（町長部局の職員）

委 員	国見町副町長	佐 藤 克 成
委 員	国見町総務課長	阿 部 正 一
委 員	国見町保健福祉課長	安 藤 充 輝
委 員	国見町福祉課長	黒 田 典 子
委 員	国見町産業振興課長	佐 藤 智 昭
委 員	国見町建設課長	村 上 幸 平
委 員	国見町上下水道課長	宍 戸 浩 寿

5号委員（教育長）

委 員	国見町教育長	菊 地 弘 美
-----	--------	---------

6号委員（消防団長）

委 員	国見町消防団長	佐 藤 博 之
-----	---------	---------

7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関の職員）（任期：令和4年9月1日～2年間）

委 員	東北電力ネットワーク(株)福島電力センター所長	齋 藤 寛 礼
委 員	東日本電信電話株式会社福島支店副支店長	佐 藤 武 史
委 員	日本郵便(株)国見郵便局長	木 賀 順 一

8号委員（自主防災組織、学識経験者）

委 員	国見町町内会長連絡協議会（町内会長）	齋 藤 一 郎
-----	--------------------	---------

2 災害対策本部等

(1) 国見町災害対策本部条例（昭和37年12月22日条例第19号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、国見町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

第8 協定等

応援協定一覧

No.	災害協定名	締結時期	協定機関
1	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	H9. 1. 16	福島地方広域行政圏、仙南地方行政圏、相馬地方広域行政圏、亘理・名取行政圏、置賜広域行政圏
2	災害時における国見町内郵便局、国見町間内の協力に関する覚書	H10. 1. 8	国見町郵便局
3	災害時の医療救護に関する協定	H18. 8. 9	社団法人 伊達医師会
4	緊急時における火葬業務相互援助協定	H22. 4. 1	福島市、伊達市、川俣町、安達広域
5	災害時の情報交換に関する確認	H23. 5. 20	国土交通省東北地方整備局
6	災害時相互応援協定	H25. 5. 28	岐阜県池田町
7	災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定	H25. 10. 10	ヤマト運輸(株)福島主管支店
8	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	H25. 11. 5	福島県LPガス協会県北支部
9	災害時相互応援協定	H25. 11. 19	北海道ニセコ町
10	防災状況提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	H25. 11. 22	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
11	河川管理者による水防活動への協力に関する確認	H25. 12. 18	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
12	災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定	H26. 1. 16	(有)メール観光
13	災害に係る情報発信等に関する協定	H28. 9. 28	ヤフー株式会社
14	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定	H29. 8. 3	茨城県日立市、福島県17自治体
15	災害発生時における一時避難施設の指定に関する協定	H29. 10. 4	公立藤田病院組合

16	災害時相互応援協定	H29. 11. 10	栃木県茂木町
17	災害時の協力に関する協定	H30. 5. 14	東北電力株式会社福島営業所
18	福島河川国道事務所と国見町における災害時の相互応援に関する協定	H30. 11. 1	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
19	国見町と国見郵便局及び福島東郵便局との包括連携協定	H30. 11. 27	日本郵便株式会社福島東郵便局長・国見郵便局長
20	防災情報発信等に関する協定	R3. 9. 1	福島テレビ株式会社
21	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R4. 3. 10	佐川急便株式会社 南東北支店
22	災害時等における通信復旧の協力に関する協定	R4. 7. 28	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
23	道の駅国見あつかしの郷の防災総合利用に関する基本協定	R4. 4. 1	国見まちづくり株式会社

第9 災害救助法

1 福島県災害救助法施行細則

(昭和35年6月21日福島県規則第49号)

(最終改正 令和4年9月20日福島県規則第45号)

(被害調査)

第1条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調（第1号様式）により、求めるものとする。

第2条 削除

(法適用地域の告示)

第3条 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助を行うときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

第4条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 災害救助法施行令第9条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

(物資の保管命令等令書)

第6条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（第2号様式の1～第2号様式の4）

(2) 公用変更令書（第3号様式）

(3) 公用取消令書（第4号様式）

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第5号様式）に所定の事項を登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第7条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収容物資の占有者の立会い)

第8条 規則第2条第2項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けた場合において同条第3項の規定により受領調書（第6号様式）を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち会わせるものとする。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第9条 規則第3条の規定による損失補償請求書は第7号様式による。

2 損失補償請求書の提出があったとき又はこれに基づき損失補償を行ったときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第10条 規則第4条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（第8号様式）

(2) 公用取消令書（第9号様式）

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第10号様式）に所定の登録をするものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線で抹消するものとする。

第11条 第7条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第12条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添

付して行わなければならない。

(1) 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(実費弁償)

第13条 法第24条第5項の規定による実費弁償の額の限度は、別表第2に定めるところによる。

第14条 規則第5条の実費弁償請求書は第11号様式による。

(立入検査証票)

第15条 法第27条第4項の証票は、第12号様式による。

(扶助金の申請)

第16条 規則第6条の扶助金申請書は、第13号様式による。

2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

3 法第25条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第6条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は平成14年4月1日から適用する。

*別表第1 (第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議して、特別基準設定するものとする。

1 収容施設の供与

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

①避難所には、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする。

②避難所には、学校、公民館等の既存の建物を当てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営するものとする。

③避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるものとし、その額は、一人一日あたり330円（災害の発生が冬期（10月から翌年3月まで）であるときは、別に定める額を加算した額）以内の額とする。ただし高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

（1）避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

（2）消耗機材費

（3）建物の使用謝金

（4）器物の使用謝金、借上費又は購入費

（5）光熱水費

（6）仮設便所の設置費

④避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

⑤法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

（1）建設型応急住宅

①建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

②1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材 料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

③建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以

上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

- ④福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- ⑤建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- ⑥建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。
- ⑦建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

（2）賃貸型応急住宅

- ①賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（1）②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- ②賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。
- ③賃貸型応急住宅を供与できる期間は、（1）⑥と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（1）炊き出しその他による食品の給与

- ①炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- ②炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。
- ③炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,180円以内とする。
- ④炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

（2）飲料水の供給

- ①飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行なうものとする。
- ②飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並び

に薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

③飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊または床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なうものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なうものとする。

①被服、寝具及び身の回り品

②日用品

③炊事器具及び食器

④光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定するものとする。

①住家の全壊、全焼または流失により被害を受けた世帯。

季 別	世帯区分					
	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	1世帯あたり6人 以上1人増すごと に加算する額
夏 季 (4月から9月まで)	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
冬 期 (10月から翌年3月まで)	円 31,000	円 40,100	円 55,800	円 65,300	円 72,200	円 11,300

②住家の半壊、半焼または床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	世帯区分					
	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	1世帯あたり6人 以上1人増すごと に加算する額
夏 季 (4月から9月まで)	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	円 2,600
冬 期 (10月から翌年3月まで)	円 9,900	円 12,900	円 18,300	円 21,800	円 27,400	円 3,600

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行なうものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

- ①医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に行なうものとする。
- ②医療は、救護班によって行なうものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことがあるものとする。
- ③医療は、次の範囲内において行なうものとする。
- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療剤の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- ④医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- ⑤医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産
- ①助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者に対して行なうものとする。
- ②助産は、次の範囲内において行なうものとする。
- (1) 分べんの介助
 - (2) 分娩前及び分娩後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- ③助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は、慣行料金の2割以内の額とする。
- ④助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 被災者の救出
- (1) 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。
 - (2) 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

①次に掲げる世帯以外の世帯 655,000円

②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内）に完了するように行うものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なうものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額の範囲内とする。

①生業費 1件当たり30,000円

②就業支度費 1件当たり15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。

①貸与期間 2年以内

②利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与には、災害発生の日から1か月以内に完了するように行うものとする。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童（以下「小学校等児童」という。）、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒（以下「中学校等生徒」という。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの

(以下「高等学校等」という。)の生徒(以下「高等学校生徒」という。)に対して行なうものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実績に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なうものとする。

- ①教科書
- ②文房具
- ③通学用品

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の範囲内とする。

①教科書代

小学校等児童及び中学校等生徒 教科書(教科書の発行に関する臨時特例法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。)及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

高等学校等生徒 教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費

②文房具及び通学用品

小学校等児童 1人当たり4,700円

中学校等生徒 1人当たり5,000円

高等学校等生徒 1人当たり5,500円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するよう行なうものとする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行なうものとする。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもって、次の範囲内で行なうものとする。

- ①棺(付属品を含む)
- ②埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)
- ③骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり大人213,800円、小人170,900円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するよう行なうものとする。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行なうものとする。

(2) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器

具等の借上賃又は購入費、修繕費及び燃料費等とし当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するよう行なうものとする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行なうものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なうものとする。

①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

②死体の一時保存

③検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なうものとする。

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。

①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

②死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上賃について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。

③救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去。

(1) 障害物の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上賃又は購入費、輸送費及び賃金職員当雇上費とし、1世帯当たり138,300円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう行うものとする。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。

- ①被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ②医療及び助産
 - ③災害にかかった者の救出
 - ④飲料水の供給
 - ⑤死体の搜索
 - ⑥死体の処理
 - ⑦救済物資の整理配分
- (2) 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

*別表第2（第13条関係）

実費弁償の限度

1 災害救助法施行令第10条第1項1号から4号までに規定する者

(1) 日当

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ①医師及び歯科医師 | 1人1日当たり23,500円以内 |
| ②薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 | 1人1日当たり16,200円以内 |
| ③保健師、助産師及び看護師及び准看護師 | 1人1日当たり16,000円以内 |
| ④救命救急士 | 1人1日当たり14,100円以内 |
| ⑤土木技術者及び建築技術者 | 1人1日当たり15,700円以内 |
| ⑥大工 | 1人1日当たり28,900円以内 |
| ⑦左官 | 1人1日当たり26,700円以内 |
| ⑧とび職 | 1人1日当たり28,200円以内 |

(2) 超過勤務手当

(1)の①から⑧までに掲げる者のそれぞれの日当額の21日分を給料月額と、その者の一週間の勤務時間を38時間45分とみなして職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）第16条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額に基づき、同条例第13条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

(3) 旅費

福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

2 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数量としてその100分の3に相当する額を加算した額

(以下様式省略)

2 福島県内の災害救助法の適用基準

- (1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、つぎの世帯数以上に達した場合。(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	被害世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

*当町においては40世帯以上

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、当該市町村の区域の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。

(令第1条第1項第2号)

市町村区域内の人口	被害世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

*当町においては20世帯以上

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合。〔施行令第1条第1項第4号〕

3 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年9月25日条例第20号)

(最終改正 平成3年12月19日条例第27号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい傷害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先

にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、第2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡にかかる災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は、疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、法別表に掲げる程度の障害がある時は、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害によ

り負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

ア 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合

150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合。 250万円

ウ 住居が半壊した場合。 270万円

エ 住居が全壊した場合。 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合。

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合。 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失もしくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(第7条第2項括弧書きの場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその

利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は平成3年12月19日から適用する。

(以下略)

4 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年9月25日規則第23号)

(最終改正 昭和57年12月16日規則第13号)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年9月25日条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続き)

第2条 町長は条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する罹災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続き)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる調査を行ったうえ災害障害見舞金を支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する罹災証明書を提出させるものとする。

2 町長は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入れ申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間の方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2 借入れ申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込み期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過するまでに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の額、償還期間及び償還方法を記載した貸付け決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は前条の借用書と引替えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払い猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払い猶予を申請しようとするときは、支払い猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払いの猶予を認める旨を決定したときは、支払いを猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間、及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に対して交付するものとする。

(償還の免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい傷害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がある時は、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届出)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届出（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委 任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続きについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は昭和57年12月16日から適用する。

様式第1号から様式第16号まで（省略）

5 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金一覧

災害弔慰金	対象災害	①住家が5世帯以上消失した災害 自然災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ③上記と同等と認められる特別の事情がある場合																		
	支給額	①生計維持者	500万円																	
		②その他の者	250万円																	
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母																		
災害障害見舞金	対象災害	①住家が5世帯以上消失した災害 自然災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ③上記と同等と認められる特別の事情がある場合																		
	支給額	①生計維持者	250万円																	
		②その他の者	125万円																	
	障害の程度	①両目が失明した者 ②咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能の著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者																		
災害援護資金	対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合																		
	貸付限度額	<table border="0"> <tr> <td>①世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>150万円</td> <td rowspan="2">} 250万円</td> <td rowspan="2">} 270万円</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td> <td>170万円</td> <td>(250)</td> <td rowspan="2">} (350)</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td> <td>250万円</td> <td>(350)</td> </tr> <tr> <td>⑤住居全体が消失若しくは流出</td> <td>350万円</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </table>		①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円	②家財の1/3以上の損害	150万円	③住居の半壊	170万円	(250)	} (350)	④住居の全壊	250万円	(350)	⑤住居全体が消失若しくは流出	350万円		350万円
	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円																
②家財の1/3以上の損害	150万円																			
③住居の半壊	170万円	(250)	} (350)																	
④住居の全壊	250万円	(350)																		
⑤住居全体が消失若しくは流出	350万円		350万円																	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における総所得金額																	
		1人	220万円																	
		2人	410万円																	
		3人	600万円																	
		4人	700万円																	
		5人以上	1人増すごとに700万円に30万円を加えた金額																	
		ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円																		
	利率	年3% (据置期間は無利子)																		
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)																		
	償還期限	10年 (据置期間を含む)																		
	償還方法	年賦又は半年賦																		

6 被害の認定基準表

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込の者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込の者
住家の被害	住家	現実に住家に使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より述べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎全体を1世帯として扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造の被害がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊に該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これら施設に常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

第10 防災関係機関連絡先

1 福島県の機関等

名 称	住 所	電話番号	衛星系番号
県危機管理部災害対策課	福島市杉妻町2-16	024-521-7194	80-200-2633
県北地方振興局(県民環境部)	福島市杉妻町2-16	024-521-2709	
県北建設事務所(管理課)	福島市杉妻町2-16	024-521-2528	
保原土木事務所	伊達市保原町大泉字大地内124	024-575-2151	
県北流域下水道建設事務所	福島市鎌田字一本松43	024-554-2011	
県北農林事務所(農業振興課)	福島市杉妻町2-16	024-521-2604	
県北農林事務所(農村整備課)	福島市杉妻町2-16	024-521-2618	
県北農林事務所(森林土木課)	福島市杉妻町2-16	024-521-2639	
県北農林事務所伊達農業普及所	伊達市保原町大泉字大地内124	024-575-3181	
県北家畜保健衛生所	福島市東浜町5-18	024-531-1301	
農業総合センター	郡山市日和田町高倉字下中道116	024-958-1709	
東北福島社会保険事務所	福島市北五老内町3-30	024-535-0141	
県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	024-534-4101	
県北保健所	福島市御山町8-30	024-534-4105	
中央児童相談所	福島市森合町10-9	024-534-5101	
障がい者総合福祉センター	福島市中町1-19	024-525-8185	
福島公共職業安定所	福島市狐塚17-40	024-534-4121	
県北教育事務所(総務課)	福島市杉妻町2-16	024-521-2813	

*衛星系番号は、福島県総合情報通信ネットワークシステム防災電話機による衛星通信の電話番号

2 指定地方行政機関等

(1) 指定地方行政機関

名 称	住 所	電話番号
東北地方整備局福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平36	024-546-4331
東北財務局福島財務事務所	福島市松木町13-2	024-535-0301
東北農政局福島県拠点	福島市浜田町1-9	024-534-4141
仙台管区気象台福島地方気象台	福島市松木町1-9	024-534-0321

(2) 指定公共機関

名 称	住 所	電話番号
東日本旅客鉄道(株)東北地域本社福島支店	福島市栄町1-1	024-522-1233
東日本電信電話(株)福島支店	福島市山下町5-10	024-531-7481
日本銀行福島支店	福島市本町6-24	024-521-6363
日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田17	024-545-7997
日本放送協会福島放送局	福島市早稲町1-2	024-526-4333

名 称	住 所	電話番号
東日本高速道路(株)東北支社福島管理事務所	福島市飯坂町平野字前原11	024-542-0111
日本通運(株)福島支店	福島市北矢野目字下成田1-1	024-533-5000
東北電力(株)福島営業所	福島市置賜町2-35	024-522-2228
福島中央郵便局	福島市森合町10-30	024-533-1214

(3) 指定地方公共機関

名 称	住 所	電話番号
福島交通(株)	福島市東浜7-8	024-533-2131
福島テレビ(株)	福島市御山町2-5	024-536-8000
(株)福島中央テレビ	郡山市池ノ台13-23	024-923-3300
(株)福島放送	郡山市桑野4-3-6	024-933-1111
(株)テレビユー福島	福島市西中央1-1	024-531-5111
(株)ラジオ福島	福島市下荒子8	024-531-4321
(株)エフエム福島	郡山市神明町4-4	024-991-9000
(株)福島民報社	福島市太田町13-17	024-531-4111
福島民友新聞社(株)	福島市柳町4-29	024-523-1191

3 警察機関

名 称	住 所	電話番号
福島県警察本部	福島市杉妻町2-16	024-522-2151
福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合2-8	024-554-0110
福島北警察署桑折分庁舎	桑折町大字谷地字形土15-2	024-582-2151
福島北警察署藤田駐在所	国見町大字藤田字一丁田三13-2	024-585-2059
福島北警察署大木戸駐在所	国見町大字高城字下家老143-1	024-585-3107

4 消防機関

名 称	住 所	電話番号
伊達地方消防組合消防本部	伊達市保原町大泉字大地内93-1	024-575-4104
伊達地方消防組合西分署	桑折町大字上郡字楽5	024-582-3190

5 自衛隊

名 称	住 所	電話番号
陸上自衛隊第44普通科連隊	福島市荒井字原宿1	024-593-1212

6 その他の防災機関

名 称	住 所	電話番号
郵便事業(株)福島東支店	福島市鎌田字下田4-2	024-552-1480
郵便局(株)国見郵便局	国見町大字藤田字北13-1	024-585-2330
郵便局(株)岩代小坂簡易郵便局	国見町大字小坂字カニ坂15-3	024-585-5927
福島交通(株)福島支社	福島市東浜町7-8	024-535-4101
(株)福島民報社伊達支社	伊達市保原町字城ノ内77-20	024-575-2603
福島民友新聞社(株)県北支社	伊達市保原町字元木77-1	024-575-2287
伊達医師会	伊達市保原町字宮下111-2	024-576-7881
ふくしま未来農業協同組合伊達地区本部	伊達市保原町字7丁目33-3	024-575-0100
ふくしま未来農協国見総合支店	国見町大字藤田字一丁田三5	024-585-2221
福島県農業共済組合県北支所	福島市方木田字谷地20-3	024-544-2711
県北森林組合	福島市岡部字前田137-1	024-534-9015
国見町商工会	国見町大字藤田字南20	024-585-2280
公立藤田総合病院	国見町大字塚野目字三本木14	024-585-2121

* 指定地方行政機関、指定公共機関、指定公共機関のうち当町を管轄する出先機関を有する機関及び町内に関係する防災関係機関を記載。

7 管内の市町村（県北地方振興局管内）

名 称	住 所	電話番号	衛星系番号
福島市(政策推進部危機管理室)	福島市五老内町3-1	024-535-1111	80-240-01
伊達市(消防防災課防災企画係)	伊達市保原町字舟橋180	024-575-1111	80-246-01
二本松市(生活環境課市民生活係)	二本松市金色403-1	0243-23-1111	80-241-01
本宮市(生活安全課消防防災係)	本宮町字万世212	0243-33-1111	80-253-01
桑折町(総務課危機管理係)	桑折町東大隅18	024-582-2111	80-242-01
川俣町(総務課消防交通係)	川俣町字五百田30	024-566-2111	80-249-01
大玉村(住民生活課生活安全係)	大玉村字玉井字星内70	0243-48-3131	80-252-01

* 衛星系番号は、福島県総合情報ネットワークシステム防災電話機による衛星通信の電話番号